

## 資料2 仕様書

# 2 駅西駐車場・シティ・タワー43地下駐車場指定管理者 仕様書

## 目 次

- 1 目的
- 2 施設概要
- 3 業務内容
  - (1) 施設の管理に関する業務
  - (2) 駐車場の供用に関する業務
  - (3) 駐車料金の徴収及び減免の受付・申請に関する業務
  - (4) その他業務
- 4 留意事項
  - (1) 組織表及び業務従事者名簿の提出
  - (2) 再委託の禁止
  - (3) 損害の賠償
  - (4) 指定の取り消し
  - (5) 原状回復義務
  - (6) 文書の保存
  - (7) 重要事項の変更
  - (8) 管理業務の引継
  - (9) 情報の取扱い
  - (10) 目的外使用について
  - (11) 環境への配慮
  - (12) 法令等の遵守
  - (13) その他
- 5 参考資料（駅西駐車場・シティ・タワー43地下駐車場）
  - (1) 参考図
  - (2) 保守点検施設・設備一覧
  - (3) 清掃業務一覧
  - (4) 備品・消耗品一覧

## 1 目的

この仕様書は、駅西駐車場及びシティ・タワー43 地下駐車場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法を定めることを目的とする。

## 2 施設概要

1	施設名称	駅西駐車場	シティ・タワー43 地下駐車場
2	所在地	橋本町2丁目16番地	橋本町2丁目52番地
3	構造・形式	地階1階地上6階 自走機械併用式	地階1階 自走式
4	供用台数	623台(自走263台、機械360台)	56台(自走56台)
5	身障者用台数	10台(1階自走部分)	4台
6	敷地面積	7,043㎡	2,798㎡
7	延べ面積	21,082㎡	2,798㎡
8	供用開始	平成11年11月1日	平成19年10月1日
9	法的位置づけ	道路法第2第2項第6号に該当する 道路付属物の自動車駐車場	駐車場法第2条第2号に該当する 路外駐車場

## 3 業務内容

### (1) 施設の管理に関する業務

- ① 指定管理者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、駐車場利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面及び機能面に留意して適切な管理を行うこと。
- ② 指定管理者は、別添資料「保守点検施設・設備一覧」に示す駐車場施設、設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないように、法定点検、定期点検、日常点検、始業前点検等による適切な維持管理を行うこと。
- ③ 指定管理者は、業務に着手する各年度当初に、保守点検施設・設備の年間計画書を市に提出すること。あわせて実施した内容を記した報告書を毎月作成し市に提出すること。
- ④ 駐車機械設備の「保守点検施設・設備一覧」に示す点検項目については、市が行うものとする。なお、駐車機械設備の運転に万一支障等が生じた場合は、速やかに市に連絡すること。
- ⑤ 機械警備設備による警備時間は、0:00～24:00までの24時間警備とする。

### (2) 駐車場の供用に関する業務

- ① 駐車場の供用時間・取扱時間は、0:00～24:00とする。(24時間営業、年中無休)  
なお、指定管理者は供用時間内において管理上必要がある場合は、利用の制限を行うものとする。この場合、緊急を要する場合を除き、あらかじめ市に書面にて通知するとともに、利用者への事前周知や案内のための措置を講じなければならない。
- ② 供用時間中は、常に管理事務所内に要員を配置し、施設利用者及び問い合わせ等への対応、要望や苦情等の処理、本市との連絡調整、事故及び災害等への対応にあたること。

- ③ 駐車場を利用できる自動車は、道路運送車両法第 3 条に規定するもののうち
- 1) 普通自動車に属する乗用自動車
  - 2) 小型自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車
  - 3) 軽自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車
- とし、自動二輪車は除きます。なお、対象車両制限は次のとおりとする。
- 【自走式部分】・・ 駅西駐車場、シティ・タワー43 地下駐車場  
長さ:5.1 m×幅:2.0m×高さ:2.1m
- 【機械式部分】・・ 駅西駐車場  
長さ:5.0m×幅:1.8m×高さ:2.0m×重量 2.3 t
- ④ 指定管理者は、駐車機械設備操作マニュアルに基づき、駐車機械への車両の入庫及び出庫操作を行うこと。
- ⑤ 指定管理者は、駐車場内および入庫待ちによる場外の混雑時及びトラブル等発生時には、要員を配置し適切な案内及び誘導を行い、駐車場内及び場外の混雑の解消及び事故防止に努めること。
- ⑥ 非常時における対応は、次のとおりとする。
- 1) 施設の営業時間内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害（以下、「災害」という。）が発生し、施設内に利用者が滞留する場合は、市災害対策本部等に速やかに報告し、対応を協議すること。
  - 2) 施設に滞留者が滞在する時は、市災害対策本部等からの指示を仰ぎ、受け入れに協力すること。
  - 3) 長期間、施設内に利用者が滞留するなど、資機材等を必要とする場合は、市が準備する。
  - 4) 上記以外の詳細については、基本協定書により定める。
- ⑦ 指定管理者は、常に駐車場内における秩序の保持、不正の防止、その他利用者の安全の確保に留意するとともに、供用時間中は不審者の進入や不審物の放置等がないか、適宜施設内を巡回すること。あわせて、保管中の車両の監視を行うこと。
- ⑧ 不審者や不審物を発見した場合は、直ちに警察へ通報する等適切な処置を行うこと。
- ⑨ 施設利用者が、予め指定管理者へ申し出等を行う事なく、入場から 7 日を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が契約期間の終了日から起算して 7 日を超えて車両を駐車している場合においては、指定管理者は市に報告を行うこと。
- ⑩ 指定管理者は、駐車場を利用しようとする車両が、条例第 12 条各号に該当すると認められる場合には、この車両の駐車の拒否を行うこと。
- ⑪ シティ・タワー43 地下駐車場において、駐車場内へ出入りする非常階段（2 カ所）は、23 時 30 分～翌朝 7 時までは閉鎖され利用できない。また、南エレベーターは商業施設の営業時間（予定：7 時～23 時 30 分）以外は閉鎖する。
- なお、運営に関しては、「岐阜シティ・タワー43 管理組合」との協議により、変更する場合があります。
- ⑫ シティ・タワー43 地下駐車場において、隣接する駐車マス 10 台分の利用については、「岐阜シティ・タワー43 附属駐車場の利用に関する要綱」に則した運用を行うこと。
- (3) 駐車場の駐車料金の徴収及び減免の受付・申請に関する業務**
- ① 駐車料金の額は、条例第 8 条に規定に基づき、次のとおりとします。

駐車場名称	駅西駐車場 シティ・タワー43地下駐車場		
	普通駐車料金	4時間まで 30分毎 4時間超24時間まで	
定期駐車券料金	平日	1月	17,800円
	全日	1月	22,000円
回数駐車券料金	<u>150円券</u>		
	22片:		3,140円
	100片:		12,570円
	200片:		23,570円
	2,000片:		220,000円
	<u>300円券</u>		
	22片:		3,140円
50片:		12,570円	
100片:		23,570円	
1,000片:		220,000円	
10,000片:		1,885,710円	
<u>1,200円券</u>			
	13片:		12,570円

※平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日とします。

- ② 駐車料金の徴収及び領収書の発行に関する事
- ③ 駐車券の印刷、発行及び回収に関する事
- ④ つり銭の準備及び保管に関する事
- ⑤ 回数駐車券、定期駐車券の作成、販売及び領収書の発行に関する事
- ⑥ 指定管理者は、条例第10条の規定により、施行規則第5条に基づき駐車料金の全部又は一部の免除を行うこととする。
- ⑦ 指定管理者は、岐阜市中心商店街共通駐車券運営委員会が発行する共通駐車券(100円・250円)を使用する利用者には、額面相当額の回数券への引き換えを行うこととする。  
併せて、発行者事務局に代金の請求及び領収を行うこととする。
- ⑧ 指定管理者は、毎日の駐車料金の徴収を行い、収納日の翌日(その日が金融機関の休業日であるときは、その休業日の翌日)までに岐阜市指定金融機関又は岐阜市収納代理金融機関へ払い込まなければならない。
- ⑨ 上記の駐車料金は、市が定める規定に従い、駅西駐車場とシティ・タワー43地下駐車場とに区分すること。

#### (4) その他の業務

##### ① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行いません。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行なうことがあります。

ア 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月毎の報告書を作成し、市に提出しなければならない。

- 1) 管理業務の実施状況（点検、修繕、清掃、その他維持管理業務）
- 2) 施設の利用状況（利用台数、障害者等料金減免等の台数等）
- 3) 料金収入の実績
- 4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

イ 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 1) 管理業務の実施状況（点検、修繕、清掃、その他維持管理業務）
- 2) 施設の利用状況（利用台数、障がい者等料金減免等の台数等）
- 3) 料金収入の実績
- 4) 管理経費等の収支状況

5) 前4号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

ウ 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

エ 指定管理者は、前項の規定による指示に従い、是正等の措置を行い、市に対しその措置の内容を速やかに報告しなければならない。

オ 施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等に公表します。

② 指定管理者は、利用者の満足度調査を行うためのアンケート調査を実施しなくてはならない。なお、その結果について、市が広報等で公表することがある。

③ 監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

④ 物品の使用等

ア 指定管理者が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別添資料「備品・消耗品一覧」によるものとし、指定管理者に無償で使用させるものとする。

イ 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理又は使用しなければならない。

ウ 指定管理者は、管理物件を市が委任する管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

エ 指定管理者は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

オ 指定管理者は、災害、事故等により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、速やかに市に報告し、市の指示を受けなければならない。

- カ 指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、自らの負担において管理物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- キ 消耗品は、施設の運営に支障をきたさぬよう、適宜指定管理者において購入し管理をすること。
- ク 市が、指定管理者に対して委託代金により物品を購入させるときは、購入後の物品は市の所属に帰するものとする。
- ケ 指定管理者は、市の所有に属する物品については、「岐阜市会計規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた物品管理簿を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。

⑤ 施設及び設備の補修、修繕等

管理物件の修繕、改造、移設等については、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものは、市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものについては、指定管理者が指定管理料において実施するものとする。

光熱水費及び役務費の負担

施設の管理運営上必要となる光熱水費、電話料金、緊急地震速報受信料は指定管理者が負担すること。

なお、シティ・タワー43地下駐車場については、岐阜シティ・タワー43施設棟部会業務代行者から請求に基づき支払うものとする。

⑦ その他

総合防除の考え方に基づき人の健康に対するリスクと環境への負担を最小限にとどめるような方法を実施し、安易な薬剤の使用はさけること。

また、薬剤を使用する場合は、使用する3日前から使用後の3日後まで、掲示板等で施設使用者や周辺住民に周知すること。

## 4 留意事項

### (1) 組織表及び業務従事者名簿の提出

- ① 指定管理者は、業務に着手する各年度当初に組織表及び管理業務に従事する者（正規又は臨時を問わず）の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。
- ② 指定管理者は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、市に通知しなければならない。
- ③ 指定管理者は、管理業務に従事する者に変更がある場合には、直ちに市に通知しなければならない。

### (2) 再委託の禁止

- ① 指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではない。なお、委託先は、岐阜市の登録業者及び岐阜市に主たる事務所を有することを原則とする。
- ② 前項の承認を得る際は、委託する業務、委託期間、委託先を明記した承認申請書の提出をもって行う。

### (3) 損害の賠償

- ① 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を補償しなければならない。
- ② 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。
- ③ 市は、「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」に加入しており、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしていることから、新たに保険加入する必要はない。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をするものとする。なお、下表に示す自動車管理者賠償責任保険及び動産総合保険と同等以上の保険には加入するものとする。

#### <自動車管理者賠償責任保険及び動産総合保険>

種類	賠償責任保険	動産総合保険
保険金額	身体賠償（施設・昇降機） 1名につき1億円 1事故につき1億円 財物賠償（自動車管理） 1事故につき2億円 使用不能損害3000万円	精算機 100万円 現金 200万円
対象範囲	管理上の瑕疵、過失 施設の瑕疵	保管中及び輸送中の事故 盗難を対象

### (4) 指定の取り消し

- ① 市は、指定管理者が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。
  - ア 指定管理者が、関係法令、条例、規則及び本仕様書に基づく市の指示に従わないとき。
  - イ 指定管理者が、関係法令、条例、規則及び本仕様書に違反したとき。
  - ウ 指定管理者として指定を受ける際の応募資格に不適合となったとき。
  - エ 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- ② 前項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。
- ③ 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設及び物品等を市に返還しなければならない。
- ④ 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に指定管理料が支払われているときは、市の指定する期日までに当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた指定管理

料として市が計算して定める金額を市に返納しなければならない。

- ⑤ 市は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。市は、廃止しようとする日の30日前までに指定管理者に通知しなければならない。
- ⑥ 前項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者は協議して定める。

#### **(5) 原状回復義務**

- ① 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理物件を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。
- ② 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

#### **(6) 文書の保存**

市は、管理業務を実施するにあたって指定管理者が保有する文書は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号）に準じ保存しなければならない。

#### **(7) 重要事項の変更**

指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

#### **(8) 管理業務の引継**

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の指示に従い、速やかに事務引継書を作成し、管理業務に関する事務及び文書を市又は新たな指定管理者に引き継がなければならない。

#### **(9) 情報の取扱い**

- ① 指定管理者は、管理業務の実施に係り取得又は保有をした個人情報の取扱いについては、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）の規定に準じて取り扱わなければならない。
- ② 指定管理者又は施設の管理業務に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
- ③ 指定管理者は、管理業務の実施に係り作成、取得又は保有をした文書については、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）の規定に準じて公開に努めなければならない。
- ④ 指定管理者は、前項の指定管理者が保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、市と協議し必要な措置を講じるものとする。

#### **(10) 目的外使用について**

当該駐車場は、直接住民の共同使用に供することを目的に設置した行政財産であり、施設の設置目的又は用途以外に使用（目的外使用）することができない。

ただし、用途又は目的を妨げない限度において、市長が許可することがあり、指定管理者は許可できない。

現在駐車場内に設置してある自動販売機は、引続き設置することとするが、その管理については、設置者が行なう。また、設置に係る維持管理費用（電気代等）についても設置者が負担する。



### (11) 環境への配慮

省エネルギー、リサイクルなど環境へ配慮した施設運営に努めること。

### (12) 法令等の遵守

指定管理者は、駐車場を管理運営し、上記業務を行うにあたっては、本仕様書のほか、次の事項に掲げる法令等に基づかなければならない。

- ア 駐車場法、同施行令
- イ 地方自治法、同施行令
- ウ 労働基準法
- エ 岐阜市駐車場条例、同施行規則
- オ 岐阜市放置自動車防止条例、同施行規則
- カ 施設維持、設備保守点検に関する法規
  - ①建築基準法
  - ②電気事業法
  - ③水道法
  - ④消防法
- キ 岐阜市公契約条例

以上のほか、施設維持管理に関する関連法規

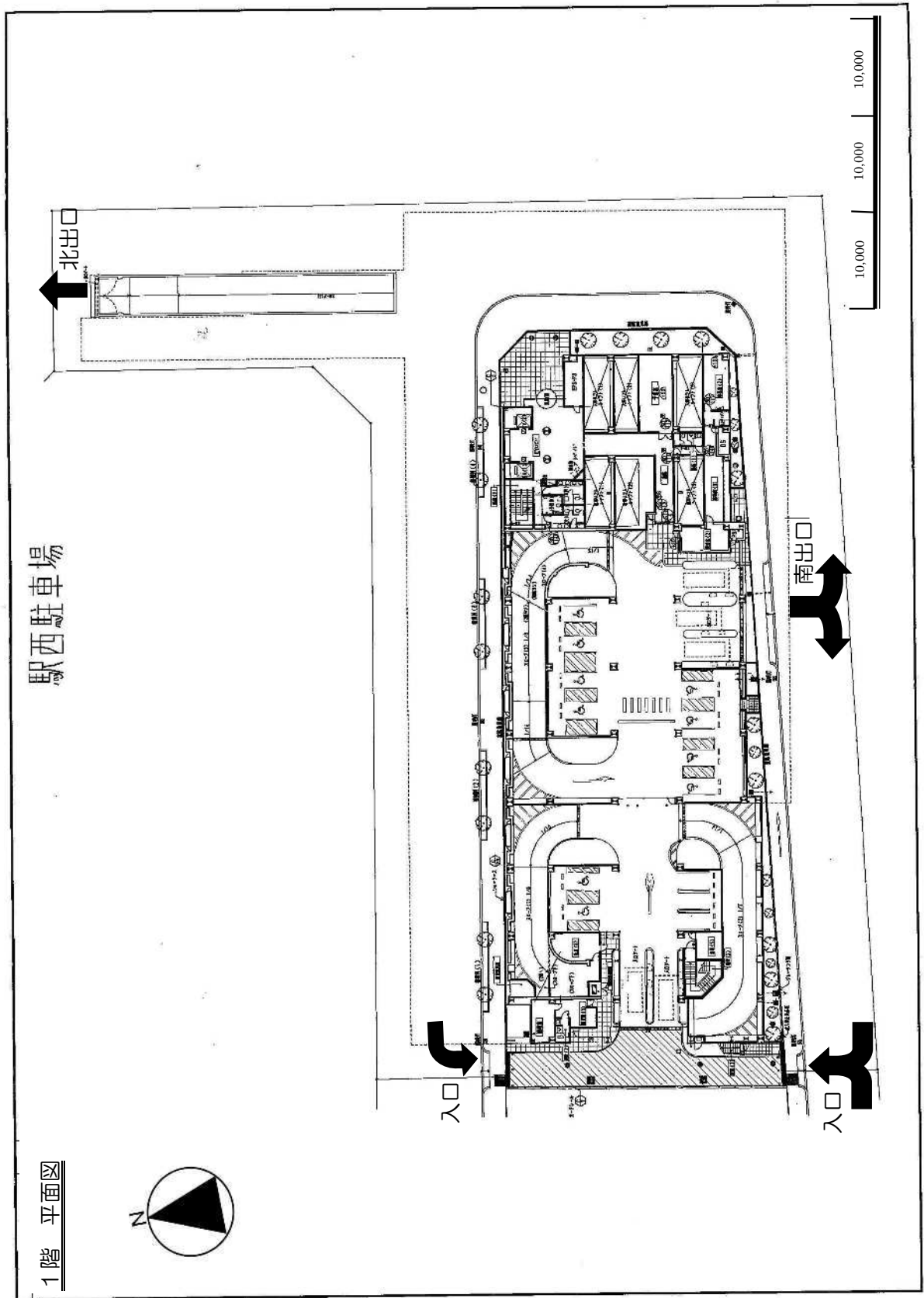
### (13) その他

市は、当該施設において広告事業を行なうことがあります。

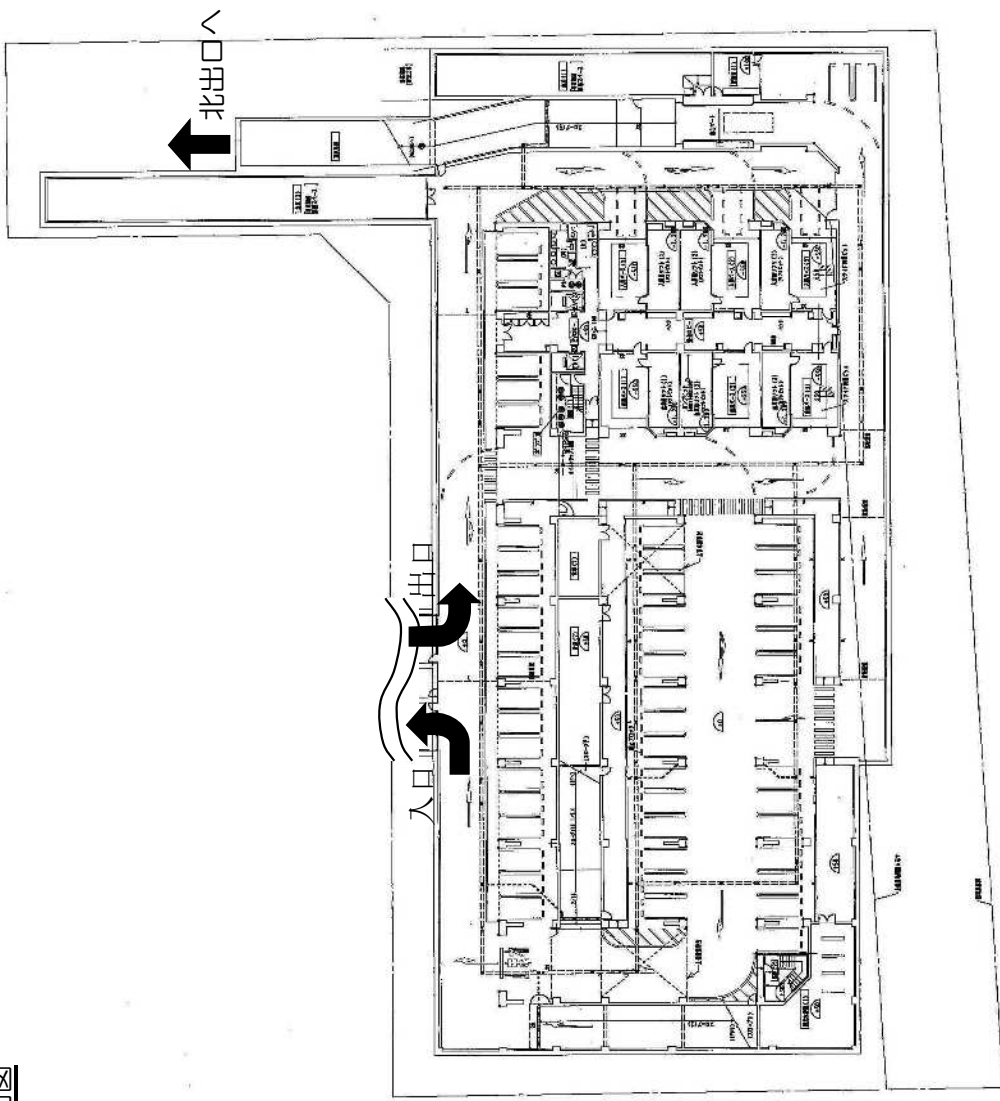
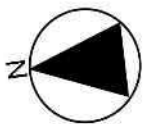
管理業務に関し、指定管理者が行うべき業務の範囲や内容を変更しようとするとき、又は法令等の改正により管理業務に与えるおそれがあると認められるときは、市と指定管理者の協議の上、変更するものとする。



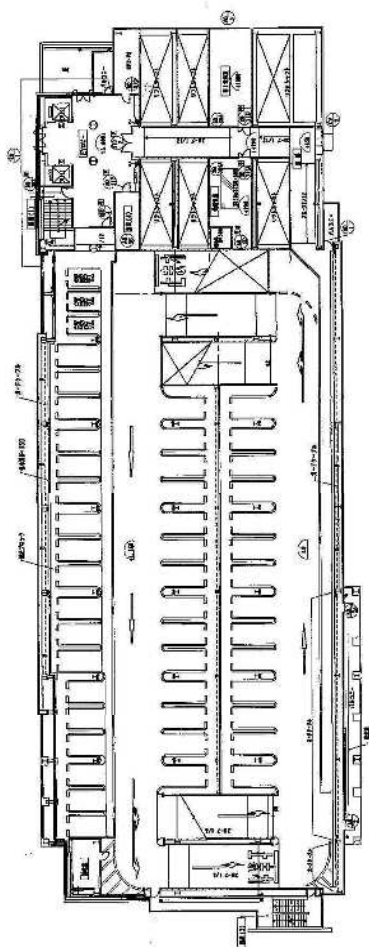
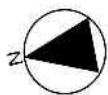
2)各階平面図 (駅西駐車場)



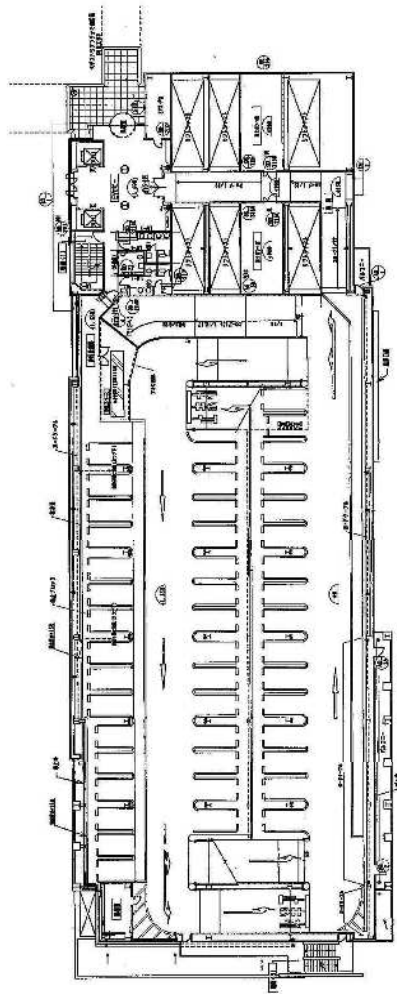
地下1階(平面図)



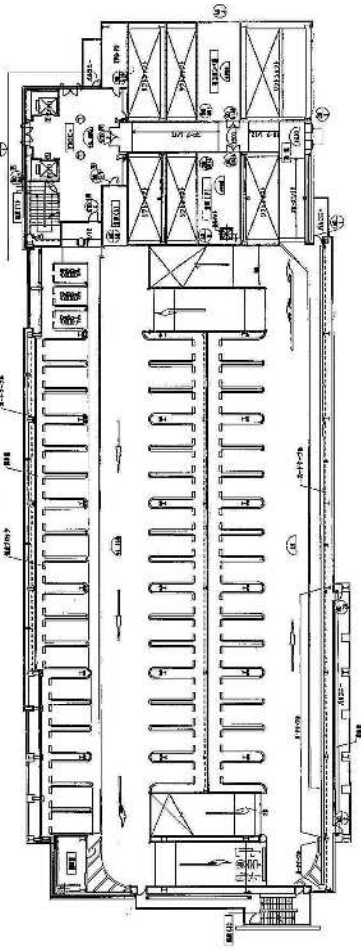
3階 平面図



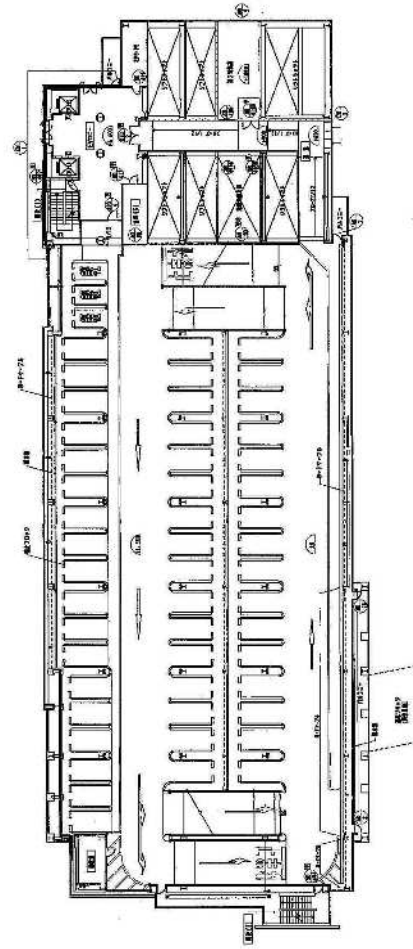
2階 平面図



5階 平面図

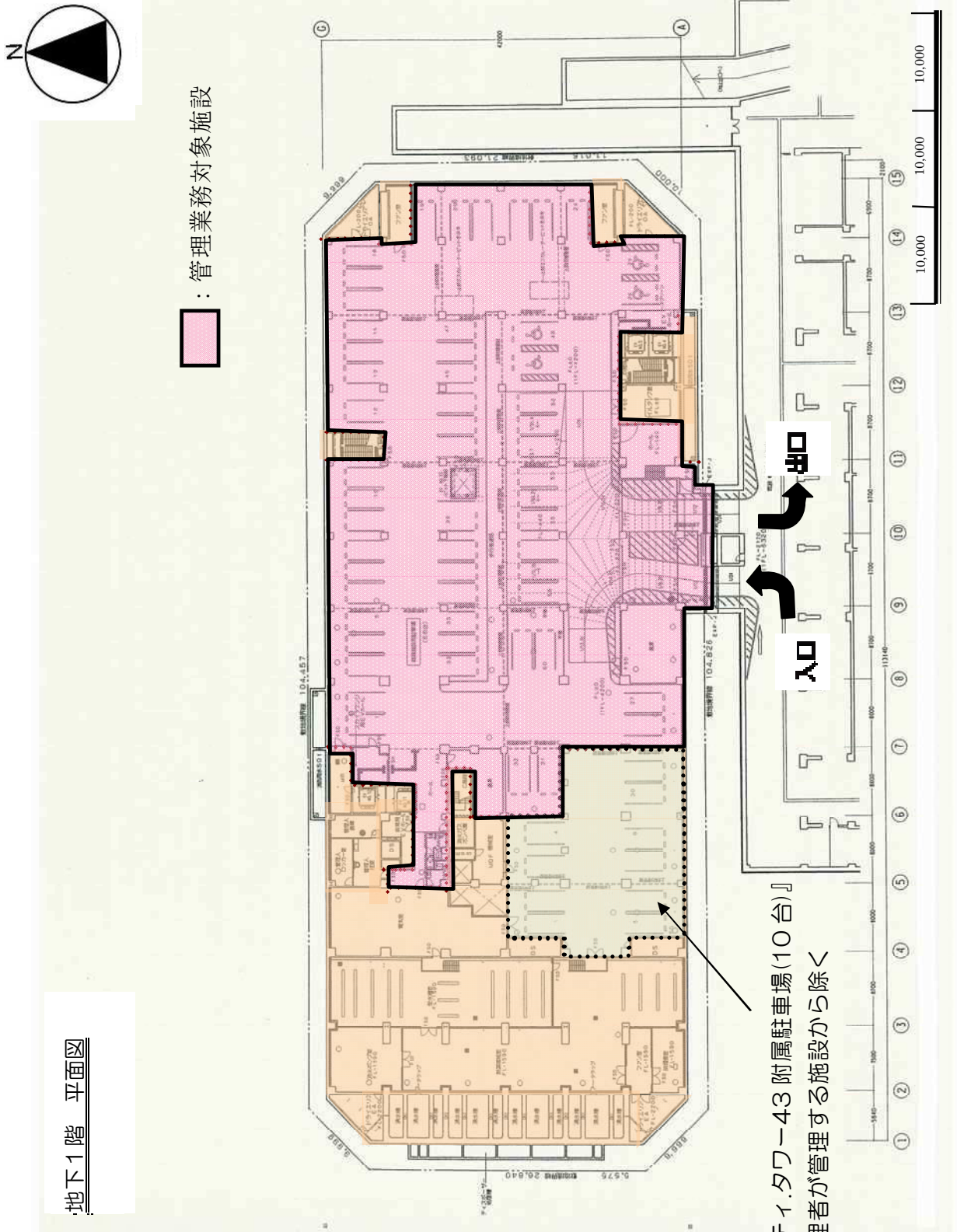


4階 平面図





3)各階平面図 (シティ・タワー43 地下駐車場)



## (2) 保守点検施設・設備一覧

### 【 駅 西 駐 車 場 】

#### ○建築物、防火設備

点 検 内 容	点検頻度
建築基準法第12条に基づく建築物の定期点検	年1回 (令和5年度) (令和8年度)
建築基準法第12条に基づく防火設備の定期点検	年1回 毎年

#### ○管制システム設備

##### ○保守点検対象機器及び定期点検回数

##### 1) 料金精算システム機器 (リース品)

名 称	規 格	単 位	数 量	リース品
駐車券発行機	入口	台	3	○
自動料金精算機	右ハンドル	台	4	○
自動料金精算機	左ハンドル	台	2	○
カーゲート	入口	台	2	
カーゲート	南出口 (1階)	台	3	
カーゲート	北出口 (地下1階)	台	1	
有人料金精算機	事務室	台	1	○
事前料金精算機	2階	台	1	○
事前料金精算機	地下1階	台	1	○
有人駐車券発行機	事務室	台	1	○
PC本体 (ボード・ケーブル類含む)	PC本体規格:PC-MK 32LEZCB	台	1	○
液晶ディスプレイ	AS171M-C	台	1	○

○定期点検回数：4回/年（自動料金精算機左ハンドルの定期点検回数：2回/年）

※自動料金精算機の更新を行う場合は、使用料の徴収にあたりキャッシュレス決済の導入を予定しています。なお、具体的な運用方法については別途協議により決定することとします。

##### 2) 車路管制システム機器

名 称	規 格	単 位	数 量
車両検知器盤		台	11
制御盤		台	1
車室センサー		台	263
ブロック制御盤		台	6

○定期点検回数：1回/年



3) 入庫車両監視システム機器（リース品）

名 称	規 格	単 位	数 量
PC本体 (ボード・ケーブル類含む)	PC本体規格 HF-W6545	台	1
液晶ディスプレイ	17インチ	台	1
無停電電源装置 (UPS)		台	1

○定期点検回数：1回/年

4) 情報処理装置（リース品）

名 称	規 格	単 位	数 量
本体PC	HF-W6545	台	1
17インチディスプレイ		台	1
プリンタ		台	1
DVD-RAM装置 (内蔵型)		台	1
無停電電源装置 (UPS)		台	1

○定期点検回数：1回/年

5) I T V装置（防犯カメラ）

名 称	規 格	単 位	数 量
カメラ		台	40
レンズ		台	40
カメラケース		台	40
モニター		台	6
VTR		台	6

○定期点検回数：1回/年

○電動シャッター設備

点検は年2回実施

○保守点検対象設備

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
重量シャッター(自動閉鎖装置)	SS-4	台	1	地下1階
//	SS-3	台	1	地下1階
//	SS-5	台	1	地下1階
//	SS-2	台	1	地下1階
//	SS-7A	台	1	地下1階
//	SS-10D	台	1	地下1階
//	SS-7B	台	1	地下1階
//	SS-10E	台	1	地下1階
//	SS-7C	台	1	地下1階
//	SS-10F	台	1	地下1階

//	SS-6C	台	1	地下1階
//	SS-10C	台	1	地下1階
//	SS-1	台	1	地下1階
//	SS-6B	台	1	地下1階
//	SS-10B	台	1	地下1階
//	SS-6A	台	1	地下1階
//	SS-10A	台	1	地下1階
//	SS-12	台	1	地下1階
//	SS-11	台	1	1階
//	SS-13	台	1	1階
//	SS-8A	台	1	2階
//	SS-9A	台	1	2階
//	SS-8B	台	1	3階
//	SS-8C	台	1	3階
//	SS-8E	台	1	4階
//	SS-9C	台	1	4階
//	SS-8D	台	1	5階
//	SS-9B	台	1	5階
計		台	28	

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
重量電動グリッター	STS-1	台	1	1階
//	STS-2	台	1	1階
//	STS-3	台	1	1階
//	STS-4	台	1	1階
計			4	

※障害物感知装置は32台全て設置

### ○自動ドア設備

点検は、4半期に一度実施する。

#### ○保守点検対象機器

名 称	階 数	単 位	数 量
DS-60型引き戸ドア	B1	台	6
	1F	台	2
DS-60型円形ドア	1F	台	2
	2F	台	2

### ○防災設備

点検業務内容は、消防庁告示第3号の第2項による「外観・機能及び総合点検」を年1回と「外観

及び機能点検」を年1回実施する。

○保守点検対象機器

1) 自動火災報知設備

名 称	規 格	単 位	数 量
受信機	R型	台	1
発信機		個	38
表示灯		個	38
電鈴		個	38
差動式スポット型感知器		個	569
定温式スポット型感知器		個	14
煙感知器	2種	個	84
差動式分布型感知器		個	6
配線点検費		式	1
常用電源		式	1
予備電源		式	1

2) 防火・防排煙設備

名 称	規 格	単 位	数 量
連動操作盤		式	1
煙感知機		個	65
シャッター		個	30
防火扉		個	2
排煙口・排煙窓		個	8
煙連動付可動垂れ壁		枚	3
防排煙ダンパー		個	49
排煙機		基	1
起動盤		面	1
配線点検費		式	1
常用電源		式	1
予備電源		式	1

3) 誘導灯・誘導標識

名 称	規 格	単 位	数 量
誘導灯	高輝度	台	120
誘導灯	階段通路用	台	19
誘導灯	フラッシュ付	台	21
誘導灯信号装置		台	1
配線点検費		台	1
常用電源		式	1
予備電源		式	1

## 4) 非常照明設備

名 称	規 格	単 位	数 量
非常照明設備	1L40w(電源別置型)	台	272
配線点検費		式	1
常用電源		式	1
予備電源		式	1

## 5) 非常用進入表示灯設備

名 称	規 格	単 位	数 量
赤色灯	1L5w防水型	台	25
遭難バルコニー表示灯	天井吊下げ型(小型)	台	3
常用電源		式	1
予備電源		式	1

## 6) 泡・水噴霧消火設備

名 称	規 格	単 位	数 量
加圧送水装置	ポンプ・モーター	組	1
起動装置		式	1
混合装置		式	1
泡タンク(操作部共)		式	1
流水検地装置	自動警報弁	台	7
	圧カスイッチ	個	1
一斉開放弁	界面・水成膜	台	204
手動開放弁		台	204
操作盤		台	1
表示盤		台	1
常用電源		式	1
ヘッド	泡水噴霧ヘッド	個	2,143
	感知ヘッド	個	960
呼水装置		台	1
常用電源		式	1
送水口		台	1
警報装置(電子サイレン)		式	6

## 7) 連結散水設備

名 称	規 格	単 位	数 量
散水ヘッド		個	97
送水口		基	6
手動開放弁		個	6

## 8) 屋内・外消火栓設備

名 称	規 格	単 位	数 量
加圧送水装置		式	1
屋内消火栓		基	7
屋内消火栓	併設型	基	7
操作盤		台	1
起動用スイッチ		個	14
表示灯		個	14
呼水装置		台	1
送水口		組	1
常用電源		式	1

## 9) 連結送水管設備

名 称	規 格	単 位	数 量
表示灯		個	1
送水口		基	2
散水口		基	1

## 10) 消防用水設備

名 称	規 格	単 位	数 量
採水口		基	4

## 11) 排煙設備

名 称	規 格	単 位	数 量
排煙口・手動式		個	8
手動開放装置		個	11
防排煙ダンパー		個	3
排煙機		台	1
起動盤		台	1

## 12) 消防器設備

名 称	規 格	単 位	数 量
粉末消火器	加圧式	個	95

## 13) 自家発電設備

名 称	規 格	単 位	数 量
ディーゼルエンジン		式	1
交流発電機		式	1
自動始動発電機盤励磁装置		式	1
始動用直流電源装置		式	1

燃料、水タンク、配管		式	1
------------	--	---	---

### ○昇降機設備

点検は、毎月1回実施。

○保守点検対象機器

1) 昇降機設備

名 称	規 格	単 位	数 量
客用昇降機	P-15/1000-2CO60-6T	基	2
地震時管制運転装置S波		基	2
音声合成オートアナウンス		基	2
停電時自動着床装置		基	2
火災時管制運転装置		基	2
停電時自家発電管制運転装置		基	2
監視盤		基	2

### ○空調設備

点検は、年1回実施。

○保守点検対象機器

1) 空気調和設備

名 称	規 格	単 位	数 量
室外機	RSXYJ1401KC	台	1
室外機	RXYP335C	台	1
室外機	RXYP280C	台	1
室内機	FXYPJ71KC	台	2
室内機	FXYPJ71MC	台	2
室内機	FXYPJ36M	台	2
室内機	FXYPJ56MC	台	2
室内機	FXYPJ45M(2方向)	台	5
室内機	FXYPJ45B(1方向)	台	1
パッケージ型空気調和機	SHYG56LT	台	1
ルームエアコン	S50MTEP-W(ドレリアップ付) (室内外機共)	台	1
ルームエアコン	S56MTEP-W(ドレリアップ付) (室内外機共)	台	1
ルームエアコン	S40MTEP-W (室内外機共)	台	1

## 2)換気設備

名 称	規 格	単 位	数 量
送風機	ミツヤ製	台	16
換気扇	EG-40CTB	台	1
換気扇	EF-30BTB	台	6
換気扇	EG-50DTB	台	2
換気扇	EG-50ETB	台	3
換気扇	EG-30BTB	台	1
全熱交換機	LGH-15RS2	台	4
全熱交換機	LGH-25RS3	台	7

## 3)排煙設備

名 称	規 格	単 位	数 量
排煙機	ミツヤ製	台	1

## ○駐車機械設備

### ○設備概要

- ア. 認定番号 特殊駐車装置認定第 668 号  
 イ. 特殊装置の名称 LUPH装置  
 ウ. 方 式 平面往復方式  
 エ. 対象車種 普通乗用車（高さ1.55mまで）  
 ハイルフ車（高さ2mまで）

### オ. 収容台数

	一般車	ハイルフ車	ユニット計
Aユニット	100台	25台	125台
Bユニット	100台	25台	125台
Cユニット	88台	22台	110台
計			360台

### ○保守点検対象機器

- 1)駐車機械 別表Ⅰのとおり（1ユニットあたり）  
 2)消火設備 別表Ⅱのとおり

※点検は全3ユニットについて、毎月1回、また6ヶ月点検を年2回実施する。

窒素ガス消火設備の点検は、年2回実施する。

※なお、駐車場機械設備及び消火設備の保守点検については、市が行うものとする。

I 駐車機械 点検項目

別表 i

点検箇所	数量	点検内容		
		月例点検	6ヶ月点検 (月例点検内容+下記)	
1. 入庫バース内 設置機器	(1) 入庫ゲート	1台	ボールの状態 開閉時の異音・振動	リミットスイッチの取付状態
	(2) 入庫リフト扉	1戸	開閉時の異音・振動 前閉時の下部隙間 自動反転機能	チェーンの潤滑 リミットスイッチの取付状態
	・光电センサー	4個	レンズの清掃	光軸ずれ
	(3) 床、壁面安全センサー	1個	作動	
	・光电センサー	17組	レンズの清掃	光軸ずれ
	・ワイドセンサー	4個	レンズの清掃	光軸ずれ
	・人感センサー	2個	作動	出力信号
	・超音波センサー	1個	作動	出力信号
	(4) 入庫バース動力制御盤	1面	外観	
	(5) 入庫指示器	1面		
・鏡	1枚	清掃		
(6) 満車表示灯	1面	点灯状況		
(7) 床板	1組			
・車止め	1	ボルト緩み		
(8) 手動操作箱	1個			
・非常停止ボタン	1	外観、動作		
2. 出庫バース内 設置機器	(1) 出庫ゲート	1台	ボールの状態 開閉時の異音・振動	リミットスイッチの取付状態
	(2) 出庫リフト扉	1戸	チェーンの潤滑 全閉時の下部隙間 自動反転機能	リミットスイッチの取付状態
	(3) 床、壁面センサー	1個		
	・光电センサー	8組	レンズの清掃	光軸ずれ
	・人感センサー	1個	作動	出力信号
	・超音波センサー	1個	作動	出力信号
	(4) 出庫注意灯	1面	外観	
(5) 出庫バース動力制御板	1面	外観		
(6) 手動操作箱	1個			
・非常停止ボタン	1	外観、動作		



3. ロビー内 設置機器	(1) 入庫操作盤 ・カードリーダー ・非常停止ボタン	1面	インク残量 動作	
	(2) 出庫操作盤 ・カードリーダー ・非常停止ボタン	1面	インク残量 動作	
	(3) 出庫車表示器	1面	点灯	
4. 入庫 スラットコンバ ア	(1) コンバア ・スラット ・駆動チェーン ・コンバアチェーン ・軸受	1基 248枚 2連 4連 8個	固定ボルトの緩み チェーンの緩み、給油 給油 運転状況	テイクアップ調整 給油
	(2) ギヤドモーター	2台	運転状況	給油
	(3) 乗継ローラー	1式	給油	
	(4) 電気計装品 ・エンコーダ ・リミットスイッチ ・ロードセル	1式 2個 4個 2組	ボルト・カップリングの緩み レバーの緩み 計量値	
5. 出庫 スラットコンバ ア	(1) コンバア ・スラット ・駆動チェーン ・コンバアチェーン ・軸受	1基 248枚 2連 4連 8個	固定ボルトの緩み チェーンの緩み、給油 給油 運転状況	テイクアップ調整 給油
	(2) ギヤドモーター	2台	運転状況	給油
	(3) 乗継ローラー	1式	給油	
	(4) 電気計装品 ・エンコーダ ・リミットスイッチ	1式 1個 4個	リミットスイッチレバーの緩み ボルト・カップリングの緩み レバーの緩み	
6. 入庫リフト搬器	(1) 機器本体 ・吊りボルト ・昇降ガイドローラ ・位置決め装置	1基	ナットの緩み 摩耗、変形 給油	ローラ、ガイド摩耗
	(2) フォークコンバア ・トッププレート	10本 184枚	チェーン弛み、給油 ボルトの緩み	
	(3) フォークコンバア駆動装置 ・ギアドモーター ・チェーン/スプロケット	2組 1台 1組	運転状況 摩耗、変形	給油
	(4) 電気計装品 ・センサー、ケーブル、配線	1式	光電センサー作動	光電センサー光軸

7. 入庫リフト昇降 駆動装置	(1) 発動機	1台	外観、作動状況	給油
	(2) ブレーキ	1台	エアギャップ	
	(3) ギヤカップリング	1台	外観、作動状況	給油
	(4) 減速機	1台	外観、作動状況	給油
	(5) ドラム	1台	溝底の摩耗	給油
	・ロープエンド固定金具	12個	緩み	
	・ドラムギヤカップリング	1組	外観、作動状況	
	(6) ブランマブロック	1個	外観、作動状況	給油
	(7) ロープ	6本	素線切れ、変形	給油
	(8) シープ	6個	溝底の摩耗	
	(9) バランスウエイト	1個	下限の緩衝器との隙間	
・吊りボルト		ナットの緩み		
・昇降ガイドローラ		摩耗、変形		
(10) 動力制御盤、インバータ盤	計2面	外観		
(11) 電気計装品	1組			
・過速度スイッチ	1個	作動状況		
・光電センサー	4組	作動状況	光軸	
8. 出庫リフト機器	(1) 機器本体	1基		
	・吊りボルト	4本	ナットの緩み	
	・昇降ガイドローラ	12個	摩耗、変形	ローラ、ガイド摩耗
	・位置決め装置	2組	給油	
	(2) フォークコンベア	10本	チェーン弛み、給油	
	・トッププレート	184枚	ボルトの緩み	
	(3) フォークコンベア駆動装置	2組		
	・ギアドモーター	1台	運転状況	給油
・チェーン/スプロケット	1組	摩耗、給油		
・ギヤカップリング	1個	外観、作動状況	給油	
(4) 電気計装品	1式			
・センサー、ケーブル、配線		光電センサー作動	光電センサー光軸	
9. 出庫リフト昇降 駆動装置	(1) 発動機	1台	外観、作動状況	給油
	(2) ブレーキ	1台	エアギャップ	
	(3) ギヤカップリング	1個	外観、作動状況	給油
	(4) 減速機	1台	外観、作動状況	給油
	(5) ドラム	1台	溝底の摩耗	
	・ロープエンド固定金具	12個	緩み	
	・ドラムギヤカップリング	1組	外観、作動状況	給油
	(6) ブランマブロック	1個	外観、作動状況	給油
	(7) ロープ	6本	素線切れ、変形	給油
(8) シープ	6個	溝底の摩耗		
(9) バランスウエイト	1個	下限の緩衝器との隙間		
・吊りボルト	2	ナットの緩み		
・昇降ガイドローラ	12	摩耗、変形	ボルトの緩み	

	(10) 動力制御盤、インバータ盤	計2面	外観	
	(11) 電気計装品 ・過速度スイッチ ・光電センサー	1式 1個 4組	作動状況 作動状況	光軸
10. 走行台車	(1) 主フレーム	5基	外観	
	(2) 走行装置 ・走行車輪 ・サイドローラ ・スクレーパ	4組 1個 1個 1個	摩耗、変形 摩耗、変形 摩耗、変形	
	(3) 走行駆動装置 ・モーター ・減速機 ・ブレーキ ・ギヤカップリング ・エンコーダ	2式/基 1台 1台 1台 3個 1個	外観 外観 エアギャップ 外観 ボルト、カップリングの緩み	給油 給油
	(4) 可動フォーク	1式/基	移載ローラの摩耗、変形	
	(5) 上下装置 ・リンク機構 ・ギアドモーター ・リニアガイド ・ガイドローラ ・リミットスイッチ	2式/基 2組 1台 1組 4個 2個	ボルトの緩み ブレーキシューの摩耗 給油 外観 位置ずれ、レバーの緩み	上下量 給油 給油
	(6) 伸縮装置 ・ギヤドモータ ・連動チェーン ・コンベアチェーン ・ガイドローラ ・ガイド溝 ・位置決めブロック ・エンコーダ ・リミットスイッチ	1組/基 1台 1式 4連 16個 4列 4個 1個 3個	直進性、伸縮ストローク 外観 弛み、給油 外れ、変形、給油 摩耗、給油 摩耗、給油 スライド両隙間 ボルト、カップリングの緩み 位置ずれ、レバーの緩み	給油 摩耗 隙間
	(7) 車止め装置 ・ガイド	4組/基 1組	ケーブル損傷 給油	
	(8) 中央部ドアガード ・リミットスイッチ	2組/基 2個	変形 位置ずれ、レバーの緩み	
	(9) 動力制御盤、インバータ盤 ・非常停止ボタン	1面/基 1個/基	動作確認	
	(10) 電気計装品 ・光電センサー ・コレクタ ・光伝送装置 ・ケーブルリール ・在車センサー	2組/基 1個/基 1個/基 3台/基 2個/基	作動確認 摩耗、ボルト緩み 作動確認 外観 作動確認	光軸

11. 昇降路	(1) 鉄骨全般	1 式	外観	
	(2) ガイドレール	1 組	転動面の摩耗、給脂	ボルト緩み
	(3) 昇降検知板	1 式	外観	リフト各階停止装置、 ボルト緩み
	(4) 電気品 ・昇降端リミットスイッチ ・リフトケーブル	1 式 4 個 4 本	レバーの緩み リフトケーブルの損傷、変形	固定部ボルト緩み
12. 車室、 走行レール	(1) 鉄骨全般	1 式	外観	
	(2) 固定フォーク	120 組	外観	
	(3) 移載レール	120 組	外観	
	(4) 走行検知板	1 式	変形、損傷	台車停止装置、ボルトの緩み
	(5) ドリップパン	1 式	変形、付着物	
	(6) トロリー	5 個	変形、損傷	
13. 換気設備	(7) 電気品 ・車室はみ出しセンサー ・走行端リミットスイッチ	1 式 10 組 10 個	作動、レンズ清掃 作動、レバーの緩み	
	(1) 送風機 ・ローター ・ケーシング ・軸受	1 台	運転音 外観 外観 外観	ベルトスリップ 腐食、亀裂 腐食 温度、給油
	(2) ベルト、プーリ	1 組	運転音	摩耗、ベルトの緩み
14. 電気室、事務室	(3) 電動機	1 台	運転音	
	(4) ダクト、ダンパ ・モーターダンパ ・ピストンダンパ ・避圧ダンパ ・ダクト	1 式 4 個 3 個 2 個 1 式	塵芥除去、作動 塵芥除去、作動 腐食	ダンパ動作（年次）
	(5) 制御盤	1 面	盤内黙視確認 絶縁チェック	
	(1) 高圧受電盤	1 面	一次電流 一次電圧（盤計器） トランス温度	
	(2) 低圧盤類	1 式	PLCバッテリー （ユニット制御盤用） ブレーカー、MC作動	
(3) 統括盤	1 面	盤内部点検		
(4) コンピュータ	1 台	表示状況点検		

6ヶ月点検時に、タッチパネルバックライト交換をおこなうこと。

Ⅱ 消火設備 点検項目

点検箇所		数 量	点 検 内 容	
			6 ヶ 月 (外観機能点検)	年 次 (総合点検)
1. 窒素消化剤 貯蔵容器等	(1) 貯蔵容器	291本	外観、設置状況、 表示の適正な配置	消化剤重量、 容器内圧力
	(2) 容器弁、容器弁開放装置	291組	外観	容器弁開放装置等の作動
2. 起動用ガス 容器等	(1) ガス容器	9本	外観、 表示の適正な配置	起動用ガス重量
	(2) 容器弁、容器弁開放装置	9組	外観	容器弁開放装置等の作動
3. 配管、弁類	(1) 選択弁	9組	外観、 表示の適正な配置	接続部のゆるみ、 試験用ガスによる作動
	(2) 逆止弁(15)、閉止弁(3)、 復旧弁(3)、安全弁(3)、 圧カスイッチ(9)、 ピストンレリーザ(6)	1式	外観、接続状況、 取り付け位置、方向、 経路	接続部のゆるみ、 逆止弁の作動
4. 起動装置	(1) 起動用操作盤	3面	外観、周囲の状況、 表示の適正な配置  電源表示灯点灯確認	扉の開閉状況、 警報用スイッチ、 放出用スイッチの作動  電源表示灯点灯確認
5. 警報装置	(1) 音声警報盤 スピーカー 放出表示灯	1面	外観、標識	鳴動状態、音量
		18個		
6. 制御装置	(1) 制御盤	21面	設置場所、外観	点灯状況
		1面	外観、周囲の状況、 表示の適正な配置、 予備品等の確認	端子のゆるみ等、表示灯、 リレー、 遅延時間等の作動
7. 噴射ヘッド	(1) 噴射ヘッド	141個	外観、つまり、 認定証票貼付	自動閉鎖装置等の作動、 換気装置等の作動
	(2) 防護区画	1式	増改築・模様替等による 内容積、 開口部等の変更の有無	
8. 蓄電池設備		1式	外観、周囲の状況、 表示の適正な配置	端子電圧、光電電圧等 切替装置、光電装置等

## ○電気設備

点検業務内容は、年次点検（停電点検）を1回、月例点検を毎月1回行う。

### ○保守点検対象機器

#### 1) 受電設備

名 称	規 格	単 位	数 量
引込線、電線及び支持物		式	1
遮断機、開閉器		式	1
母線、計器用変成器、断路器、 避雷器、電力用コンデンサ、 その他機器		式	1
変圧器		式	1
接地装置		式	1
蓄電池		式	1

#### 2) 電器使用場所

名 称	規 格	単 位	数 量
電動機、電熱器、電気溶接機、 その他の電機器類、照明装 置、配線及び配線器具、接地 装置、配電線路の電線等及び 支持物		式	1

#### 3) 非常用予備発電装置

名 称	規 格	単 位	数 量
ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置		式	1
発電機及び励磁装置 接地装置		式	1
遮断器・開閉器 その他の電気機器類		式	1

## ○機械警備設備

24時間警備とする。

但し、侵入警報は午後11時15分から午前6時45分まで（7時間30分）

### ○警報呼出し項目

- ア) 火災警報
- イ) 排水設備故障警報
- ウ) 商用停電警報
- エ) 電気室故障警報
- オ) 窒素ガス放出

- カ) 移動式非常用通報警報
- キ) 固定式非常用通報警報
- ク) 侵入警報

○設置機器リスト

名 称	規 格	単 位	数 量
コントローラ		個	1
ポインター		個	6
パワーユニット		個	2
振動センサー		個	2
ポーター		個	3
赤外線センサー		個	1
マグネットセンサー		個	4
インフラレッドセンサー		個	10
シャッターセンサー		個	5
金庫センサー		個	1
ブロックカードリーダー		個	1
中継アンテナ		個	1
非常用通報装置(固定式,移動式)		個	2
計			39

○通信設備

名 称	規 格	単 位	数 量
緊急地震速報受信機	HS301 事務所内	台	1

○ AED

名 称	規 格	単 位	数 量
自動体外式除細動器	日本光電AED-3100	台	1

※令和4年にパット、令和6年にバッテリーを交換予定

【シティ・タワー43地下駐車場】

○管制システム設備

○保守点検対象機器及び定期点検回数

1) 料金精算システム機器 (※駅西駐車場と一体的な管理運用を行うものとする。)

名 称	規 格	単 位	数 量
事前料金精算機	高額紙幣対応型	台	2

○定期点検回数：4回/年

2) 車路管制システム機器 (※駅西駐車場と一体的な管理運用を行うものとする。)

名 称	規 格	単 位	数 量
車両検知器盤 (ループコイル)		箇所	4

信号制御盤		台	1
満車表示灯		台	1
合流注意灯		台	1
出庫警報灯		台	1

○定期点検回数：1回/年

3) I TV装置（防犯カメラ）

名 称	規 格	単 位	数 量
ドーム型カラーカメラ	WV-CU45	台	2
ドーム型モノクロカメラ	WV-CS950	台	6
電源制御ユニット	WU-L62	台	1
カメラ駆動ユニット	WV-PS154	台	1
エバ-カメラローラー	WV-CU650	台	1
ファンユニット	WU-L45A	台	1
液晶モニター	17型	台	1
デジタルディスクレコーダー	WJ-HD350-W	台	1

○定期点検回数：1回/年

○防災設備

点検業務内容は、消防庁告示第3号の第2項による「外観・機能及び総合点検」を年1回と「外観・機能点検」を年1回実施する。

○保守点検対象機器

1) 消防器設備

名 称	規 格	単 位	数 量
粉末消火器	ABC10型	個	10

○電気設備

点検業務内容は、年次点検（停電点検）を1回、月例点検を毎月1回行う。

○保守点検対象機器

1) 照明器具一覧表

盤名称	回路No	設置場所	WHM区分	器具型番	台数	光源	備考
B1L-1	104	非常用ELVホール	駐 車 場	G233	4	FHP23W×3	
	103	スカイラウンジELVホール左前		I16	6	FHT16W×1	
	205	スカイラウンジELVホール左前		I32	16	FHT32W×1	
	102	男子便所		J41	1	IL40W×1	
	102	男子便所		I24	3	FHT24W×1	
	102	女子便所		J41	1	IL40W×1	
	102	女子便所		I24	2	FHT24W×1	



B1L- 2	107	倉庫(1)	駐 車 場	B321	2	FHF32W×2	反射笠付
	107	倉庫(1)		B322	1	FHF32W×1	反射笠付
	102	オイルタンク室脇のホール		A322	10	FHF32W×2	逆富士
	102	商業用ELVホール		I32	4	FHT32W×1	
	102	商業用ELVホール		G233	3	FHP23W×3	
	201	駐車場(車路A)		B322	15	FHF32W×2	反射笠付
	202	駐車場(車路B)		B322	14	FHF32W×2	反射笠付
	202	駐車場(車路B)		A322	2	FHF32W×2	逆富士
	203	駐車場(歩道)		B321	10	FHF32W×1	反射笠付
	204	駐車場(車室)		B322	24	FHF32W×2	反射笠付
	101	倉庫(2)		B322	4	FHF32W×2	反射笠付

### ○警報設備

#### ○設置機器リスト

名 称	規 格	単 位	数 量
緊急連絡用ｲﾝﾀｰﾎﾝ	ｼﾞｬﾝﾌﾞﾙ-43防炎ﾍﾞﾝﾁﾙ-直通	個	1

### ○空調設備

#### ○設置機器リスト

名 称	規 格	単 位	数 量
送風機、排風機		基	4
デリバントファン		基	10
トイレ用排気ファン		基	1
倉庫及びホール排気ファン		基	2

※空調設備の保守点検は、市で実施します

### (3) 清掃業務一覧

#### 【 駅 西 駐 車 場 】

##### ○清掃業務

名 称	内 容	頻 度
ガラス清掃	157㎡	年2回
トイレ清掃	地下～2階、9箇所	1回/日
床清掃	1,132㎡	年2回
階段清掃面積	133㎡	年2回
車路清掃	人力清掃(車路) 3,350㎡	年1回
	人力清掃(坂路) 1,800㎡	年1回

#### 【岐阜シティ・タワー43地下駐車場】

##### ○清掃業務

名 称	内 容	頻 度

ガラス清掃	北Ilバ-棟-ル (10.4㎡)	年2回
トイレ清掃	男(大1小1),女(1)各1箇所	1回/日
床清掃	Ilバ-棟-ル2ヶ所 (83.5㎡)	年2回
車路清掃	人力清掃(車路) 2,550㎡	年1回

## (4) 備品・消耗品一覧

## 岐阜市駅西駐車場 備品・消耗品一覧表

名 称	単 位	数 量
<b>備品一覧</b>		
事務用品		
OAデスク	台	2
ロッカー1人用	個	1
ロッカー3人用	個	1
応接用小卓子	脚	2
ソファ	脚	2
食堂関連用品		
食卓テーブル	脚	1
金銭取扱用品		
耐火金庫	個	1
電化製品・機械用品		
テレビ 20インチ	台	1
テレビ 14インチ	台	1
カメラ	個	1
冷蔵庫	台	2
清掃用品		
掃除機	個	1
<b>消耗品一覧</b>		
事務用品		
会議テーブル	卓	5
折りたたみ椅子	脚	2
書庫	本	1
イス	脚	6
食堂関連用品		
食堂イス	脚	5
ポット	個	1
金銭取扱用品		
手提げ金庫	個	1

電化製品・機械用品		
扇風機	台	5
懐中電灯	個	2
バッテリー	個	1
信号灯	個	3
ハロゲンヒーター	個	2
コードリール	個	1
清掃用品		
ポリ容器丸型 70リットル	個	1
ロンステップマット	枚	1
スモークスタンド	個	1
バケツ 8リットル	個	5
刈り込み鋏	個	1
ポリ容器	個	1
収納関連用品		
トイレコーナー	個	2
キャリーラック	個	1
傘たて	個	1
ボード	個	4
その他		
アルミ用脚立	個	2
アルミスコップ	個	2
踏み台	個	5
自転車	台	1
セーフティーコーン	個	20